

第4回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市名候補選定小委員会

日時：平成15年 2月27日（土）午後4時

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 議 事

(1) 審議事項

- ①新市名候補選定スケジュールについて
- ②新市の名称募集要項について
- ③新市の名称候補選定基準について

3 その他

- (1) 第5回小委員会の開催日程について

4 閉会

○出席委員

井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	佐伯 出
瀬川 政子	山内 サダ子	服部 和子	有馬 馨

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、委員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本日は、徳永委員さん、少し遅れるとのご連絡が入っておりますので、お伝えをしておきます。</p> <p>それでは、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会の第4回会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の小委員会は、通常の協議会同様に一般の方の傍聴、報道関係者、また行政関係者も同室しておりますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、会議の開催につきましては、小委員会規程第5条第2項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございますが、本日の委員参加数、委員8名中8名ということでございますので、本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会の議長は、新市名候補選定小委員会規程第5条第3項によりまして委員長が務めることとなっておりますので、議長を委員長にお願いいたします。それでは、委員長、よろしく願いいたします。</p>
井上議長	<p>それでは、皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまご紹介がありましたように、規程によりまして議長の職を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。</p> <p>それでは、会議資料の1ページ、会議次第に沿って会議を進めてまいりますので、ご協力をよろしく願いを申し上げます。</p> <p>まず、会議次第2、議事に入らせていただきます。</p> <p>審議事項①の「新市名候補選定スケジュールについて」、事務局</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	より説明を願います。
総務班戸田	議長。
井上議長	総務班。
総務班戸田	<p>お手元の資料の2ページをご覧ください。</p> <p>ご説明申し上げます前に、まことに申しわけございませんが、資料の誤りがございますので、会議資料正誤表をお手元の方に配付いたしております。</p> <p>会議資料の2ページ、表の中ほどに公募の準備の欄がございますが、これの開催日等が平成14年4月上旬となっておりますのを、平成15年4月上旬と訂正をお願いします。</p> <p>それと、第7回の小委員会の開催日等のところに平成15年6月中旬となっておりますのを6月下旬に、また、内容のところの①でございますが、公募中間報告となっておりますのを、公募状況報告と訂正をお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、審議事項①「新市名候補選定スケジュールについて」、ご説明申し上げます。</p> <p>今後、この小委員会で新市名候補を全国公募の方法により選定してまいります上で、ご審議いただく項目に基づき、スケジュール案を提案させていただきました。</p> <p>まず、第4回小委員会として本日ですが、平成15年2月27日。</p> <p>①としまして「新市名候補選定スケジュールについて」、②としまして「新市の名称募集要項について」、③として「新市の名称候補</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>選定基準について」をご審議いただきます。</p> <p>①「新市名候補選定スケジュールについて」は、できれば本日、ご確認をお願いしたいと考えております。</p> <p>②の「新市の名称募集要項について」は、新市の名称を公募により募ることになりましたことから、公募をするにあたり必要な事項。例えば、公募期間、応募方法、応募の記載内容、懸賞内容、周知の方法等をご審議していただきます。</p> <p>③の「新市の名称候補選定基準について」は、この小委員会で新市の名称を選定していく上で、選定基準や選定方法、選定の際の留意事項等をご審議いただきます。</p> <p>この2件につきましては、後ほど提案説明し、ご審議いただくこととしております。</p> <p>続きまして、第5回小委員会として、第4回小委員会での審議事項の確認としまして、①「新市の名称募集要項について」、②「新市の名称候補選定基準について」をご審議いただくこととしております。</p> <p>第4回、第5回の小委員会にて、新市名の募集要項、選定基準等が決まりましたら、平成15年4月上旬から5月中旬で公募準備、ポスター、チラシの作成に入る予定としております。</p> <p>ポスター、チラシの作成は、約1カ月半を予定しております。</p> <p>準備が整いましたら、新市名の公募に入りますが、準備期間とその後のスケジュールを考慮しまして、新市名の公募期間は、5月20日から開始しまして6月20日までの1カ月間としております。</p> <p>この公募期間中に、第6回小委員会としまして、6月の上旬ごろを予定しております。第6回小委員会におきましては、公募により</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>募集いたしました新市の名称をどのようにしてこの小委員会において候補をしぼり込んでいくか、その選定作業方法をご審議いただく予定としております。ちなみに先例地におきましては、ワークシートによる方法や、小委員会での協議、投票の方法等によりまして選定しているようですが、事務局から方法を提案してご審議いただく予定としております。</p> <p>続きまして、第7回小委員会としまして、6月下旬ごろを予定しておりますが、第6回小委員会でご審議いただいた選定作業方法を再度ご審議いただき、ご確認をいただく小委員会として予定しております。このときに、できれば①公募の状況報告を行いたいと考えております。</p> <p>第7回の小委員会が終了しましたら、小委員会で新市名候補の選定を行うにあたり、必要な事項が決定していることとなります。</p> <p>新市名の募集が終了し、事務局での集計が終了しております時期が、7月の初めごろと考えております。</p> <p>公募の集計が終了次第、新市の名称候補の選定に入っていくわけですが、選定作業は、事務局が現在考えておりますのは、3回程度と考えております。</p> <p>第6回、第7回の小委員会の審議結果により変更となる場合も考えられますが、先例地の例などを参考としまして、現在事務局案として考えております選定作業方法は、まず、事務局において公募の集計が終了次第、公募結果の一覧表をここにおられます小委員会の委員の皆さんに送付しまして、委員さんのご自宅で、本日ご審議いただく新市の名称候補選定基準に基づきまして、5つの候補から10候補程度を選定していただきます。これを第1次選定としており</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>ます。期間は、大変短いのですが、1週間程度になるのではなかろうかと考えております。選定ができましたら、各委員さんが選定された候補名を郵送等にて事務局に返送していただき、その集計を事務局にて行います。</p> <p>この時点で、もし委員の皆さんが選定された新市名の候補が、すべて違っていたと仮定しまして、80候補となります。</p> <p>第1次選定が終了しましたら、第8回小委員会としまして、7月中旬ごろを予定しておりますが、第2次選定を行うこととしております。この小委員会で、約10候補程度に絞り込みを行う予定としております。その他懸賞の贈呈方法をご審議いただく予定としておりますが、いずれにしましても、方法につきましては、6月の第6回、第7回小委員会で審議をお願いすることとしております。</p> <p>続きまして、第9回の小委員会ですが、今度は8月に小松町の町議選がございます関係で、小松町議会の議員構成の変更等も考慮しますと、9月までは小委員会が開催できませんので、第9回の小委員会は10月上旬としております。</p> <p>この10月の小委員会で、新市の名称の最終選定として、5つの候補程度に絞り込む予定としております。5つの候補程度と申しましたのは、本日の審議事項の③「新市の名称候補選定基準について」でご説明いたしますが、事務局案では、5候補程度を協議会へこの小委員会から提案することといたしております。</p> <p>新市名候補の絞り込みが完了しましたら、新市名候補選定小委員会報告書を作成しまして、10月24日開催の第11回合併協議会に提案し、翌月の11月末には、新市の名称を合併協議会で決定していただく予定としております。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	以上で、説明を終わります。
井上議長	ただいま事務局からご説明を申し上げました審議事項①につきまして、資料の2ページに9回までの案が示されておりますが、これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言をお願いいたします。
荃田委員	はい、議長。
井上議長	荃田委員。
荃田委員	今、説明があったんですけど、小松の選挙が8月にあるけんということちょっと延ばすという説明があったんですけども、東予も12月の第1週には投票になるんですよ。そしたら、それとついなことをしてもらわざったら、小松に一月ほど延ばしておいて、うちは延ばさんのやいうわけにはいかんわけで。そこらのことは事務局の何で考えていただいとかがつらいかんと。そやからもう11月いっぱいなかなか難しいと思うんですよ。
倉田次長	はい。
井上議長	事務局。
倉田次長	東予市の選挙もございますし、西条市さんの選挙もございます。そういうことで、小委員会は、ちょうどそれにあたらないときがご

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>ございますんですけど、協議会につきましては、西条市さんの議会、小松町さんの議会、東予市の市議選、これ、すべて考慮いたしまして、協議会は開催しないということにいたしておりますので、よろしくをお願いします。</p>
荃田委員	<p>わかった。</p>
井上議長	<p>どうか、また申しわけないですけど、瀬川さんからでもひとつ、また。大体、委員さんが少ないもんですけんね、皆さんのご意見をぜひお聞かせいただいおかないといかんと思いますので、何からでも結構です。もうこの案のとおりでようございますんなら、それで。</p>
瀬川委員	<p>よろしいと思います。</p>
井上議長	<p>山内委員さん。</p>
山内委員	<p>結構でございます。</p>
井上議長	<p>ああ、そうですか。 服部委員さんも。</p>
服部委員	<p>はい、結構です。</p>
井上議長	<p>有馬委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
有馬委員	結構です。
井上議長	佐伯委員さん。
佐伯委員	はい、結構です。
井上議長	<p>今、皆様のご意見をお伺いをいたしましたところ、全員の皆さん方が、この案のとおりで承認をいただくような結果でございます。どうもありがとうございました。</p> <p>この案にご異議がないようでございますので、審議事項①「新市名候補選定スケジュールについて」は、スケジュール案の方向で、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、審議事項②の「新市の名称募集要項について」を議題といたします。なお、この案件につきましては、本日、結論を出すことは予定をしておりません。次回、小委員会まで継続審議と考えておりますので、この点をお含みをいただき、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局、説明を願います。</p>
総務班戸田	議長。
井上議長	はい、総務班。
総務班戸田	資料の3ページをご覧ください。

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>審議事項②「新市の名称募集要項について」、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、1、目的としまして、合併に対する住民の関心を高め、合併の取り組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の知名度の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2、公募の内容としまして、新市の名称にふさわしい市名を公募する。</p> <p>3、公募の方法としまして、（1）公募範囲及び資格。公募範囲は全国とし、だれでも公募できるものとする。</p> <p>前回、この小委員会にてご意見がございました、「2市2町出身者を重点においた全国公募としてほしい」という意見につきましては、2市2町の出身者の名簿がありませんことから、2市2町出身者につきましては、この新市名の公募のお知らせを協議会だよりや各市町の広報によりまして、現在、この2市2町に在住の方に、県外におられる出身者にお声をかけていただくよう、啓蒙していきたいと事務局では考えております。また、合併協議会のホームページでも呼びかけをしていくなど、可能な限り対応をいたしたいと考えております。</p> <p>続きまして、（2）応募制限。①応募は、応募方法に掲げるいずれかの方法で、1人一名称、1点限りとする。</p> <p>これにつきましては、公募される方に、真摯な態度で公募していただきたいということで、1人1点限りとしております。</p> <p>②既存の同一市名は、不可。ただし、「西条」、「東予」、「丹原」、「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「〇〇小松市」、「小松〇〇市」、「こまつ市」等は可とする。</p> <p>③新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものとする。漢字の場合は、常用漢字を使用すること。</p> <p>(3) 応募方法としまして、①応募専用用紙、②はがき、③封書、④ファックス、⑤電子メール、⑥協議会事務局のホームページ等あらゆる方法を考えております。</p> <p>(4) 記載内容としまして、①郵便番号、②住所、③氏名（ふりがな）④年齢、⑤電話番号、⑥新市の名称（ふりがな）、⑦名称の理由。</p> <p>(5) 応募先としまして、①郵送・ファックス・電子メール・ホームページによるものにつきましては、資料にありますように、合併協議会の住所、FAX番号、Eメールアドレス、ホームページアドレスとしております。</p> <p>次のページになりますが、持参によるもの。持参によるものにつきましては、合併協議会事務局または公共施設（各市町の本庁及び支所、公民館等）で応募箱を設置しているところとしております。応募箱につきましては、協議会事務局で、ポスター・チラシの作成とともに応募箱を作成しまして、2市2町の公共施設であります、2市2町の本庁、支所、公民館等に配置いたしたいと考えております。</p> <p>(6) 懸賞としまして、次の3つを考えております。</p> <p>①名付け親大賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の商品券または旅行券を贈呈する。懸賞品は選択制としております。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>②名付け親賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親賞として、10名に1万円相当の商品券または図書券を贈呈する。</p> <p>③残念賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者のもの及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞれ10名、合わせて計20名に、抽選で残念賞として5千円相当の商品券または図書券を贈呈する。</p> <p>先例地の例としましては、懸賞は、商品券や旅行券、図書券、現金、記念品等が主となっております。懸賞の総額は、20万円から30万円の間が多くなっております。お示ししておりますこの懸賞内容の案で、当協議会におきましては総額30万円となっております。</p> <p>(7) 受賞者の発表としまして、受賞者の発表は、協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及びホームページ等を通じて発表する。</p> <p>(8) その他としまして、①応募制限に違反した応募、応募内容に未記入等があった場合は無効とする。</p> <p>これにつきましては、応募数が多数となると予想されることから、新市名として使用できない名称や、一人で何点も出される方、必要事項を記入せずに応募される方が多数出てくると考えられますことから、これらを失格とする審議が小委員会で必要となると考えられます。公募の集計時間の短縮等を図るために、応募制限に違反したものと記載事項に未記入があるものについては無効であると先に決めておきたいので、このような内容としております。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>続きまして、②応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会に帰属する。</p> <p>4、公募期間としまして、平成15年5月20日から平成15年6月20日までとし、郵送による応募の場合は、締切日消印分まで有効とする。</p> <p>先例地の例としましては、1.5か月から2か月間程度が多ございますが、先ほども申しましたように、全体的なスケジュールを考慮しまして、当協議会におきましては1か月間といたしております。</p> <p>5、周知の方法。新市の名称募集については、協議会日より、合併関係市町の広報紙、合併協議会のホームページ、ポスター、チラシ、チラシにつきましては全戸配布予定です。マスコミ等で周知する。</p> <p>先例地の例も、ほぼこのような内容となっております。なお、ポスター・チラシの作成につきましては、平成15年度の協議会当初予算にて予算化し、先ほど審議事項①でご説明申し上げましたが、4月から5月中旬にかけて事務局にて作成していく予定としております。</p> <p>なお、資料の5ページから6ページにかけまして、参考資料として、先例地の公募概要を掲載しております。そのうち愛媛県内の例をご説明申し上げますと、まず、宇摩合併協議会では、公募範囲は全国で、公募方法ははがき、専用応募用紙、ファックス、Eメール、インターネット。記載内容は新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号。公募期間は1.5か月間。募集制限としまして、応募は一人何点でも応募可。ただし、同一人の同一名称の募集は1点限り有効。既存の市町村名は</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>使用しない。懸賞としまして、名付け親大賞として、新市の名称として決定した作品の応募者の中から、抽選により1名に10万円の商品券。名付け親賞として、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により10名に1万円の商品券。参加賞として、すべての応募者の中で、名付け親大賞、名付け親賞から漏れた者の中から、抽選により20名に5千円の商品券。周知の方法としまして、協議会だより、広報紙、ホームページ、ポスター、チラシ、懸垂幕、マスコミ等となっております。</p> <p>新自治体の名称は、四国中央市となっております。</p> <p>続きまして、南宇和合併協議会でございますが、公募範囲は全国、公募方法ははがき、封書、ファックス、Eメール。記載内容は新しい町の名称、町の名称の意味または理由、住所、氏名、氏名のふりがな。公募期間は1.5カ月。募集制限はありません。懸賞としまして、名付け親大賞として、新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選により1名に全国共通商品券10万円分。名付け親賞として、新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞の抽選から漏れた者の中から抽選により9名に図書券、1人につき1万円分。佳作・アイデア賞として、佳作は名称候補として協議会へ提案し、新しい町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から、抽選により4名に1万円分の図書券。アイデア賞には、名付け親賞及び佳作とならなかった作品の中から10名に5千円分の図書券となっております。周知の方法としまして、協議会だより、広報紙、ホームページ、チラシ、防災無線等となっております。</p> <p>新自治体の名称は、愛南町となっております。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>最後に宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会でございますが、公募範囲は4市町の区域に住所を有するもので、4市町への通学者。公募方法は募集チラシ、専用応募用紙、官製はがき、封書、ファックス、Eメール。記載内容は新しい市の名称、名称のふりがな、市の名称の意味または理由、住所、氏名、氏名のふりがな。年齢、電話番号。公募期間は1カ月。募集制限は応募は1人何点でも可。ただし、同一名称は1人1件のみ有効。懸賞としまして、名付け親大賞として、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選により1名に現金10万円。名付け親賞として、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により10名以内に現金1万円。だんだん賞として、特にアイデアに優れているもの、高校生以下の児童・生徒から応募されたものの中から、抽選で20名以内に現金5千円となっております。周知の方法としまして、協議会日より、広報紙、チラシ、ホームページ、マスコミとなっております。</p> <p>その他、参考として6ページに先例地の例を3地区掲載しておりますので、ご参考としてください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
井上議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました審議事項②につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言をお願いいたします。</p> <p>佐伯委員。</p>
佐伯委員	<p>これ、公募期間は、これ1カ月間かいね、これ。それで、ちょっとほかのところが参考に出ておるんやけど、1カ月半から2カ月ぐ</p>

発言者	議題・発言内容
佐伯委員	らいになつとるんで、その点は、どういう関係で、これ、やれるわけですか。そういう点について。全国公募の場合。1カ月やちょっとぐらいで。1.5カ月と2カ月や、ほかのところはそういう形でやつとるけどね、そういうことは可能であるのかないのかという点。
井上議長	事務局。
倉田次長	<p>公募期間でございますが、先例地は、1.5カ月、宇和島だけ1カ月というのがございますが、先ほど申しましたスケジュールの関係で、どうしても名称は11月ぐらいまでには決めていただきたいということがございまして、1カ月ということで公募をさせていただきます。これは、1カ月で十分我々は可能であるというように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
井上議長	佐伯委員。
佐伯委員	それと、記載内容の分で、性別が入ってないんやけど、これは何か。男か女かということやね。こんなことはどんなんですか。男の方か女の方かいうのでね。ここは入れてないわけや。そこらあたりはどんなもんですか。
井上議長	総務班。
総務班戸田	一応、住所、氏名等から判断しまして、性別につきましては、入

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	れておりません。先例地におきましても、性別を入れているところについては少数ですので、今回は入れずにしております。
佐伯委員	もう1つ。
井上議長	佐伯委員。
佐伯委員	それから、懸賞の関係ですね。これ、いろいろずっと例がありま すけどね、こういう関係について、大体どこにあわせとるんですか。 ちょっとわかりにくい。宇摩合併協議会ぐらいにあわせておるのか。
井上議長	事務局。
倉田次長	懸賞金は、先ほど説明がございましたように、おおむね20万か ら50万の間、平均で30万ぐらいのところが多いですが、私ども が参考にさせていただきましたのは、額は大体名付け親大賞という、 これにつきましては10万円ぐらいが多うございますんですが、内 容につきましては、近くの宇摩の合併協議会を主に参考にさせてい ただきまして、いろいろここで相談させていただきましてさせてい ただきました。
	以上でございます。
井上議長	何かございませんか。
有馬委員	ちょっとお尋ねします。

発言者	議題・発言内容
井上議長	有馬委員。
有馬委員	応募方法ですけれども、専用用紙がありますね。そして、はがきは官製はがきですか。それとも、私製はがきでしょうか。どちらでしょうか。
倉田次長	議長。
井上議長	総務班。
倉田次長	これは、正式には官製はがきになるんでしょうけれども、一応、はがき、官製はがきでございます。
有馬委員	はい。
井上議長	何かございませんか。 今回、結論は出さなくてもよいそうでございますんですが、やっぱり変更、また帰っていろいろお諮りする上からでも、何か不審な点がございましたら、お尋ねをしていただいといたらいんじゃないかなと思いますが、何かございませんでしょうか。
佐伯委員	ちょっとかまわんですか。
井上議長	はい、佐伯委員。

発言者	議題・発言内容
佐伯委員	<p>先ほど説明の中で、結局、候補者の選定、10なら10に絞るときに、各委員さんでそれぞれ持ち帰ってそういうような話もあったわけですが、これは、そういう中で、持ち寄ったものをここでやるんですか。選定の方法についてですよ。</p>
倉田次長	<p>議長。</p>
井上議長	<p>総務班。</p>
倉田次長	<p>これは、ちょっとスケジュールの中で説明を、先走つるといいますか、これにつきましては、先ほどスケジュール案でございますが、見ていただいたらと思いますが、第6回の小委員会で周知のそういう方法について、事務局で提案申し上げます。これの、事務局案をここでちょっと説明させていただいたんですが、その際に提案させていただきますので、ご審議をいただきたいと。ただ、説明いたしましたのは、今の考えている事務局案では、かなりの数の種類の公募になりますので、なかなかその中から選んでいくのは難しいということで、まずは1次選定では、委員さんの中で自由にまずは自宅でも選んでいただいて、それを持ち寄っていただいて、ここで順次絞っていくという形は考えております。それにつきましては、後日、第6回で内容をご提案申し上げますので、そのときにご審議をいただきたいというふうに考えております。</p>
井上議長	<p>徳永委員、何かございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
徳永委員	ありません。
井上議員	山内委員さん、ございませんか。
山内委員	ございません。結構です。
井上委員	<p>そしたら、ちょっと事務局、1点だけお尋ねするんですが、その他の①ですかね、応募制限に違反した募集という、応募内容に未記載等があった場合は無効とすると記載されておるんですが、この7項目あるんかいな、何が、記載内容。この1点欠けておっても、結局、無効になるということですか。</p> <p>この中で、どの応募や何のアンケートをとりましたが、郵便番号や住所や氏名、年齢、電話番号等、当然、新市の名称は書くと思うんですね。名称の理由については、やっぱり面倒くさかったら書かん人もおいでるんじゃないかなと思ったりもしますが、そやから、そこいら1点でもなかったら無効にするのか。そこいら。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
倉田次長	<p>名称と、名称の理由は、これは必要かと思えます。ここで、選定する、後で出てまいります選定の基準がございますので、それに基づいて名称を決めていきますから、名称の理由だけはしていただかないかん。ただ、我々考えておりますのは、前回の小委員会でも、小中学生も応募できるようにということで、だれにでも応募できるようにしております。小学生あたりに郵便番号書けといってもなかなかよう書かない場合もありますし、それで、電話番号がないとこ</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>もあろうかと思えます。そういうことで、電話番号であるとか、郵便番号については、小学生については郵便番号これはなくてもよろしいんじゃないかと、事務局では考えております。あとは、この郵便番号によってちょっと集計作業をする段取りもありまして、電話番号につきましては、懸賞で該当された方には連絡していくこともございますので、これは、入れていただきたい。小学生については、ちょっと特別扱いをしていくかなというふうに考えております。</p>
井上議長	<p>何かございませんか。</p>
荃田委員	<p>ちょっと今のことやけど。</p>
井上議長	<p>はい。</p>
荃田委員	<p>小学生、特別扱いということじゃけど、その名称については、そういう電話番号、要するに郵便番号もそういう指導をやっぱり保護者にでもしてもらって、やっぱり確実なものを出してこらすようなんが、普通の名称やないかと思うが、それを小学生が特別扱いで扱つとると、ようけ来るわけの中で、要するに整理も何もつかんし、そこらのものの整理というのはなかなか僕は難しいんじゃないかと思うが、そこらの徹底というのは、いろんなことの中で、郵便番号も電話番号も書けんようなものが、名称やか考えたりできへんように思う。そこらの整理はちゃんと事務局せざったら僕はいかんと思うけど、どうですか。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	議長。
井上議長	総務班。
倉田次長	これは、まず、この内容で書いていただきたいというふうに考えておりますが、ただ、小学生については、郵便番号、もし抜けておっても、これは年齢でわかりますので、その辺はちょっと特別扱いたらという考えです。原則は書いていただくということです。
荃田委員	書かすのは、学校へでも頼むし、そういうとこのものの徹底というのは、一つの教育じゃがや。その厳しいもの、厳しさをもって臨むようなことをしざったら、いくかや。親が名前つけるのには、頭がのいとったら、おしりがのいとったら、名前がつくまいが。やっぱり名前じゃけん、やっぱりそれも1年生からでも、我ががやっぱり名前をつけるということになったら、そんだけの厳しさがあるというものはじゃね、やっぱり教育せないくか。それは小学校じゃけん、特別扱いじゃ、中学校じゃけん、特別扱いじゃいうふうんじゃったら、それはのけてしまえ。小学校6年生、そんなことはいかんぞ。
井上議長	<p>どうですか。事務局。継続調整になると思いますから、次回までにそれはぜひ検討していただいといたらと思います。</p> <p>ほかございませんか。</p> <p>ないですか。</p> <p>審議事項②につきまして、皆さん方のご意見を伺いましたが、先</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	<p>刻申し上げましたように、この案件につきましては、持ち帰って検討すべき事項があるかと思えます。そんなことで、審議事項②につきましては、継続審議といたしたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>異議ないようでございますので、審議事項②「新市の名称募集要項について」は、継続審議といたしたいと思えます。</p> <p>続きまして、審議事項③の「新市の名称候補選定基準について」を議題といたします。なお、この案件につきましても、本日、結論を出すことは予定しておりません。次回、小委員会まで継続審議と考えておりますので、この点お含みをいただき、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、説明を願います。</p>
総務班戸田	議長。
井上議長	総務班。
総務班戸田	<p>資料の7ページをご覧ください。</p> <p>審議事項③「新市の名称候補選定基準について」、ご説明申し上げます。</p> <p>1、選定基準としまして、新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の①から⑤</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>の条件に1つ以上該当する名前とする。</p> <p>①地域が地理的にイメージできる名称。</p> <p>②地域の歴史、文化、特徴をあらわす名称。</p> <p>③地域住民の理想や願いにちなんだ名称。</p> <p>④対外的にアピールできる名称。</p> <p>⑤地域の知名度が向上できる名称。</p> <p>先例地の例もほぼ同じような内容となっておりますが、その他では、合併を記念した名前。その他新市としてふさわしい名前。誇りのある名称等がございます。</p> <p>資料の8ページから10ページに先例地の選定基準と選定方法をお示ししております。愛媛県内の例でいいますと、資料の8ページでございますが、宇摩合併協議会の選定基準は、漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易な名前。既存の市町村名にない名前。川之江、伊予三島、土居、新宮の文字を使用していない名前。地域が地理的にイメージできる名前。地域の歴史・文化にちなんだ名前。対外的にアピールできる名前。地域の知名度が向上できる名前。住民の理想・願いにちなんだ名前。合併を記念した名前。その他新市としてふさわしい名前となっております。</p> <p>次に、南宇和合併協議会の選定基準は、漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易でなじみやすく親しみやすい、新町にふさわしい名称。地域が地理的にイメージできる名前。地域の歴史、文化、特徴などをあらわす名前。住民の理想・願いにちなんだ名前。対外的にアピールできる名前となっております。</p> <p>次に、宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会の選定基準は、まず、第1基準としまして、漢字・ひらがな・カタカナにより</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>表記された読み書きが容易な名前。なじみやすく、親しみやすい。</p> <p>第2基準としまして、地域が地理的にイメージできる名前。地域の特徴をあらわす名前。地域の歴史、文化にちなんだ名前。住民の理想・願いにちなんだ名前。その他新市としてふさわしい名前となっております。</p> <p>資料の7ページに戻りまして、2の選定方法としまして、新市名候補は、応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。</p> <p>また、ちょっと資料の8ページから10ページにお示ししておりますが、先例地においては、3候補から10候補程度を小委員会を選定し、合併協議会で決定していく方法が多数を占めております。合併協議会で候補を選定していく上で、10候補程度は多すぎますし、3候補となると少なすぎると判断しまして、5作品程度としております。</p> <p>愛媛県内の先例地をご説明申し上げますと、8ページでございますが、宇摩合併協議会では、小委員会で5候補程度を決定し、合併協議会で決定。南宇和合併協議会も小委員会で5候補程度を決定し、合併協議会で決定。宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会は、小委員会で3候補程度を決定し、合併協議会で決定となっております。</p> <p>資料の7ページに戻りまして、3、選定に当たっての留意事項としまして、公募結果については、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではない。</p> <p>参考資料にはお示ししておりませんが、先例地におきましても、留意事項としてこのような留意事項を設けております。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>4、その他としまして、その他新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。</p> <p>これにつきましては、今後、第6回、第7回、第8回小委員会で予定しております、新市名候補絞り込み方法等を、この小委員会で審議・決定していただくために設けております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
井上議長	<p>ただいま事務局からご説明を申し上げました審議事項③につきまして、委員の皆さん方のご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。どなたからでも発言を願ひたいと思ひます。</p> <p>佐伯委員。</p>
佐伯委員	<p>選定方法でね、今、これ、5つの作品程度ということでありまゝるので、これは宇摩と、それから南宇和は既に名前が決まっておるわけでございますけれども、そういうことで、こういうところの合併協議会の中で、やっぱりこういうところが5つぐらいの作品で小委員会で選定するのが、大体全国的にいうても、大体、これは妥当な線ですか。そこらあたりは、十分審議した中での線ですか、これは。これは、10にしようが、7つにしようが、3つにしようが、それはかまいませんけれども、5という数字はそういうことで、既にやられた中での一つのそういう作業の中でそういうことを考えられて、ここへ出してきたわけですか。</p>
倉田次長	<p>はい、議長。</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	総務班。
倉田次長	先ほど説明申し上げましたが、先例地の例を参考にしながら、10作品のところもございますし、3作品のところもございます。そういう中で、10作品を協議会へ出すとなると、多すぎますし、3作品では、ちょっと余りにも少なすぎるということで、平均的なところで5作品が妥当ではなかろうかということで事務局案として提案をさせていただいております。
佐伯委員	ちょっとすみません。
井上議長	佐伯委員。
佐伯委員	それから、1番、選定基準の1から5まであるんですが、この分についても、今までにやっている中で、そういうことについての、この1から5までの1つの名称の設定についての地理的とか歴史とかあるんですが、この点についても、事務局どういように判断してここへ出してきておるんですか。
井上議長	総務班。
倉田次長	これも、事務局でも論議いたしまして、先例地の例等も参考にいたしました。そういう中で、5案を適当であるということで提案させていただいたわけですが、これのほかに、一番メインは、この条件以外にカタカナ、漢字、ひらがな、カタカナ、それから第

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>1 回目の小委員会の際に、国の留意事項ですね、例えば、同一市名はいかんとか、間違えやすい名前はいけませんよという形の説明をさせていただきました。そういうことも国の留意事項もこれには該当して決めていくということになっております。この5項目につきましては、先例地の例を参考にしながら、事務局で審議して提案させていただいております。</p>
佐伯委員	<p>難しいな。</p>
倉田次長	<p>かまいませんか。</p>
井上議長	<p>はい、どうぞ。総務班。</p>
倉田次長	<p>これは、ご質問にはございませんのですが、なかなか難しい内容やと思います。と申しますのは、例を言いますと、徳山がこういう例でやっております、例えば地域が地理的にイメージできる名称とはいうて選んだ中では、まああそこは東の山口といったことで東山口とか、周南、周南市という名前、新周南市とか、瀬戸内市とか、西京市とか、こういうようなのが、地理的にイメージできる名前というて分類しとるわけです。こういう方法があります。地域の歴史・文化・特徴というのは、徳山等では、みなと市とか、周防毛利市とか、サルビアの花が咲くんでしょうか、サルビア市とかですね、そして、毛利氏の関係でしょうが毛利市とか、みどり市とか、そういうようなのが地域の歴史とか文化、特徴をあらわす市だということとで応募があったということです。そういう名前が出てくるんじゃ</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ないかと。それから、地域住民の理想や願いにちなんだんでは、みらい市とか、キララ市とか、のぞみ市とか、平成市とか、そういう名前が出たようでございます。こういうことが、今後出られるんじゃないかとは考えております。これは参考ですけど。
佐伯委員	そういうことだから、非常に難しい。
井上議長	そうですね、判断する範囲が広いしね。なかなか難しいじゃろうと思うですよ。
佐伯委員	非常にそこらの選定を間違えんようにせんなん。
井上議長	徳永委員。
徳永委員	事務局、ちょっとお尋ねしたいんですが、これがいかんとかええとかいうんじゃないんじゃないけどの、この3番の選定に当たっての留意事項というところよの、これで、公募結果については、委員審議の参考として取扱いということは、それは結構やと思うんじゃないけど、単に応募数の多いものを新市の名称に選定するものではないとかいうこれ、文言何とか変えれんのか。せっかく応募したの数が多かってもどうもならんじゃいうんじゃないのに、それは、この内部の審議事項において、こういう言葉があるということは非常にせっかく応募してくれた人に対して、申しわけないような気がするんじゃないかな。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	議長。
井上議長	事務局。
倉田次長	<p>これは、委員さんの言われるように、我々も十分審議しました。それで、先例地もこういう例でされました。こういう例、基準をはっきり決めておかないと、ないから、一番多いところへ決めるんじゃないかという。ただ、これを決めましたのは、かなり応募数が多かって、不適切な名前もあるわけですね。不適切な名前でも選ばないかということになりますので、これは、あくまでもこの小委員会で決めるんじゃと、この選定基準に基づいて決めるんじゃと。応募の多寡によって決めませんよという位置づけをここでさせていただいたという、そういうことでございます。</p>
徳永委員	そんならいい。
井上議長	それが一番妥当な何、万人向けがする方向じゃないかと思えますわね。
佐伯委員	非常に難しい。
徳永委員	ちょっと難しいな。
井上議長	茎田委員、ないですか。

発言者	議題・発言内容
荃田委員	<p>僕も、徳永委員さんといつですけれども、やっぱり公募ということになりますと、やっぱり数がようけ入ったいい名称は、僕は一番望んどんじゃないかなという気がするんで、そういう方向は公募の精神に基づくんじゃないかと思つますので、要するに、5つぐらいの名前を出すとか、3つ出すか、10出すか知りませんが、最終的にここで決まるんですけれども、そういう中で、やっぱり2市2町の市民、町民が選んだ名前が僕は一番いいんじゃないかと、このように思つます。</p>
井上議長	<p>その可能性はあるんじゃないから、そこを、それだけに限定せんだけの注意書じゃろ、留意事項ですわね。</p>
徳永委員	<p>これがいかんと言ひよんじゃないんですよ。ただ、ちょっと、せっかく公募してくれた住民軽視にならへんかという考えただけやで。事務局の方でしっかりした意思決定を持っといてくれれば、それは何も問題はない。</p>
井上議長	<p>確かにこれがなかったら、応募規定で大体決まったような形になりますからね。これも入れておくのも一つの方法じゃろうと思つます。そんなんで。</p>
徳永委員	<p>はいはい、結構です。</p>
井上議長	<p>服部委員さん、何かございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
服部委員	ないです。
井上議長	有馬委員さん、ないですか。
有馬委員	ないです。
井上議長	<p>審議事項③につきましても、皆さん方のご意見をお伺いをいたしましたところ、この案件につきましても持ち帰り検討すべきと考えます。審議事項③につきましては、継続審議といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>異議のないという声がございますので、審議事項③「新市の名称候補選定基準について」は、継続審議といたしたいと思えます。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日の会議結果につきましては、明日開催をされます第5回合併協議会において、私の方から報告をさせていただきたいと考えておりますが、内容につきましては、私の方にご一任をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>そのようにさせていただきます。</p> <p>以上、ご異議がないようでございますので、委員の皆さん方のご</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	<p>協力に感謝を申し上げて、議長の職を解かせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>どうも長時間ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3にあります「第5回小委員会の開催日程について」ご報告させていただきたいと存じます。</p> <p>恐れ入りますが、会議資料の11ページをお開きくださいませ。</p> <p>そのところに、次回の会議日程でございますが、第5回小委員会の開催日程についてで、平成15年3月15日、大変申しわけないんですが、土曜日なんですが、午後1時30分から、西条市役所の5階の大会議室で予定をさせてもらっております。ということで、皆さん方、ご出席をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>特にほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これもちまして、第4回会議を終了させていただきたいと思います。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>